かるたで子供達を応援
"発表の場"や"見守り"PR
三多摩商連連携イベント

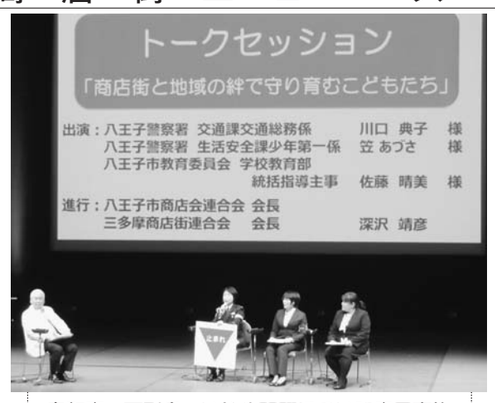

自転車、万引き、いじめ問題について意見交換

『かるたDEクイズ』では、「王子さまき ハチプリくん」の絵札とともに八王子市商連のマスコットキャラクター「ハチプリくん」が登場

今回の八王子市商連が最後となり、2月11日には6市商連合同のファイナル・フェスティバルとして、町田市立総合体育館メインアリーナで巨大いろはかるたの大会をはじめ昔遊びコーナー、人気キャラクターショーなども実施予定。このほか傘下商店街店舗でのノボリの掲出、すごろく付きリーフレットやパタパタメモ配布など、三多摩エリア全体で商店街をアピールしている。

◇　◇

また17日のトークセッション『商店街と地域の絆で守り育むこどもたち』では、深澤会長を進行役に警察署や教育委員会関係者らが意見交換。警察署交通課担当者は、子供達が加害者にさえなり得る自転車問題について注意を喚起。警察署生活安全課担当者は万引き問題を取り上げて、「犯罪への第一歩になる」と強調した。また教育委員会学校教育担当者はいじめ問題について、学校や保護者、行政など商店街も含めた地域ぐるみの取り組みが重要だとした。

これを受けて深澤会長は、とくに万引きについて、書店やスーパーで多発しており「利幅の薄い業種では万引きでお店がつぶれてしまうこともある」と子供達にもわかりやすく解説。商店街の持つ防犯カメラや見守り機能も活かしながら、みんなで子供達を見守っていこうと呼びかけた。

ステージではこのほか、地元保育園・小学校合奏団やスポーツ少年団、バレエスクールのパフォーマンス、小学生が自ら経営計画を立てての「キッズショップ活動報告」などを披露。子供達・孫達の勇姿を楽しみにたくさんの地元親子連れなどが集まった。また会場にはお祝いに駆けつけた子供達のさらなる活躍にエールを送った。

◇ほらあそこ　防犯カメラが　見守ってるよ
――「会長もお話ししたように、商店街には地域の安全を守るために防犯カメラが設置されています」

◇迫力満点　山車の「ぶっつけ」　八王子まつり
――「これは皆さんがご存知ですね」

◇逃げこめる　お店を増やして　こどもを守る
――「街で怖いと思ったら、商店街のお店に駆け込んじゃいましょう」

1月17日に八王子オリンパスホールで開催された、三多摩商連DEAR KIDSプロジェクトイベントin八王子の『かるたDEクイズ』。ステージには、読み札ごとに2枚の絵札が映し出されて、どちらが読み札に合致するかを来場者が拍手で回答。かるたを通じたクイズ形式で、来場した子供達が家族とともに街や商店街について楽しく学ぶ機会となった。

今回お披露目された『三多摩商連いろはかるた』は、八王子・立川・武蔵野・青梅・町田・府中の6市商連からなる三多摩商店街連合会（深澤靖彦会長）が、「こどもたちは宝物、商店街から、人づくり、まちづくり」とのキャッチフレーズで、昨年10月31日から2月11日まで展開しているキャンペーンの一環。各市商連ごとのイベントは

サンバで街ing
浅草と三軒茶屋連携で

台東区の浅草新仲見世商店街と浅草メトロ通りを昨年11月20日に、浅草のサンバチーム「仲見世バルバロス」のバテリア（楽器隊）がサンバのリズムを奏でながら練り歩いた。続いて今年1月31日には、今度は世田谷区の三軒茶屋銀座商店街（茶沢通り）でも、同様のサンバパレードが開催されている。

また昨年11月には6日間にわたって、各商店街でスタンプを集めると両区のゆるキャラ「浅草新にゃか」「三茶わん」コラボの本イベント限定のグッズが入手できるスタンプラリーも開催。22日には「三軒茶屋ふれあい広場」でも、昭和歌謡ライブ、のど自慢大会が行われ、大勢の来場者で賑わいを見せた。

これは浅草新仲見世商店街振興組合（稲葉雅道理事長）、三軒茶屋銀座商店街振興組合（飯島祥夫理事長）、メトロ通り商店会（太田晴範会長）が主催するイベント「浅草∞三軒茶屋　粋・洒落な街ing（マッチング）」の一環。日本有数のサンバカーニバル開催地である浅草と三軒茶屋がタッグを組んで、サンバ・昭和歌謡・スタンプラリーなどを行おうとのねらいだ。3商店街では2月14日までの期間中、歌謡史スターがプリントされた横断幕やフラッグを商店街内に掲示し、往年の歌謡曲をBGMとして流す企画も展開中だ。

"下町商店街"で2区商連が連携
葛飾・江戸川

葛飾区商店街振興組合連合会（染谷光雄理事長）と江戸川区商店街振興組合連合会（松本勝義理事長）の2区合同イベントが1月16日～2月14日にかけて、「夢と人情がひろがる下町商店街」として開催中だ。

期間中は両区の店を紹介するグルメ&ショッピングの無料情報誌「まんぷくとくとく手形」の発行のほか、商店街探偵ゲーム「怪人Xからの挑戦状」企画も実施。これは両区・各11エリアのシルクハットに隠された犯人の手掛かりメモを探して、参加店で買い物をしてヒントカードをもらって犯人をつきとめると、景品が抽選でもらえるゲーム。参加費は無料。

さらに両区の小学校を中心に新たに制作した「まんが下町商店街物語」も配布。これは葛飾区と江戸川区の商店街を舞台に、主人公の匠くんと両区のキャラクターたちが、商店街の役割や活動を紹介していく内容。商店街がただ商売をするだけではなく、地域のコミュニティに深く関わっていることがわかる内容となっている。

フラッグ彩る地元子供達の"なりたい職業"
北区・豊島区

地元の子供達をメインに据えた広域型イベントとしては、北区商店街連合会（尾花秀雄会長）と豊島区商店街連合会（足立勲会長）も、昨年の「秋まつり2015」として合同開催している。

まず昨年9月下旬～11月中旬にかけて、地元幼稚園・保育園の年長児が描いた「将来なりたい職業」をフラッグにして商店街に飾り付け。昨年10月10日の「ファミリードリームフェスタin北区」では有志によるダンスや音楽演奏を、10月18日の「商店街ドリームフェスタin豊島区」ではコスプレイベントやアイドルグループの演出、コスプレパレードなどで賑わいを演出している。子供達が演出側となる場をつくることで、地元ファミリー層が商店街に来街するきっかけとなっている。

商店街とまちづくり会社との協働
全振連近代化推進シリーズより＜4＞＜5＞

＜まちづくり会社の評価の視点と基準＞

視　点	基　準
組織の評価	指揮命令系統が明確か 現場全体を統括するマネージャーはいるか 要員の配置に過不足はないか 財務面、資金面での問題はないか
事業の評価	目的、目標を満たす成果があるか 地域貢献をしているか 事業の構成に問題はないか 事業の内容に問題はないか 事業ごとの位置づけは明確か 組織を維持するための必要な収益を得ているか
成果の評価	主要地点の通行量の推移は 主要店舗の売上高の推移は 空き店舗の実態と動向は 利用者のニーズと満足度は

＜4＞まちづくり会社の経営収支
（1）事業収支の方針
（1月号より続き）

株式会社組織のまちづくり会社は、実態は「NPO」の趣旨と類似しています。「NPO（Non Profit Organization）」は、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、組織として収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるものの、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てています。

今回の5事例のまちづくり会社は、いずれも収益追求・利益配分型の株式会社ではなく、「地域貢献」を目的としています。

（2）事業の収支

まちづくり会社の評価として、センセーショナルな事業の実施に評価が集中しがちです。しかし、まちづくり会社への期待は、一過性の華やかな事業や活動にあるのではなく、長期に亘って継続性、安定性があり、持続ある組織の構築及び維持、事業の実施が望まれます。組織を良好な状態で維持し、適正な事業を推進するためには、その組織の財政面での健全性が問われます。

株式会社は、本来は利益を追求し、従業員や投資家に配当することを主目的として行う組織です。しかし、最近はNPO等や中間組織のような、有償ボランティアや組織としての利益追求や利益配分をしない株式会社がまちづくり会社に多く現れています。

まちづくり会社は、株式会社の形態をとりながらも利益追求型、利益配分型の組織はほとんどなく、大半は、公共公益事業や社会貢献事業と、収益事業のバランスを取りながらの収益を保っています。

まちづくり会社の財源確保の方法をみると、実施している事業の各部門で事業採算を確保していく「個別事業独立採算型」、収益部門と非収益部門を組み合わせてバランスを保つ「全体収支バランス型」、事業の非収益性を行政に依存する「行政依存型」がありま す。以前には多くあった「行政依存型」は大幅に減少しており、経済的自立のまちづくり会社が主流となっています。

まちづくり会社の評価の一つとして、収支面での健全性が指摘でき、いずれにせよ、収支面での自立性が事業の継続性を確保することになり、やがては良好な成果をもたらすことになります。

＜5＞まちづくり会社の成果と評価
（1）まちづくり会社の成果

まちづくり会社の事業成果は何であるのかは、それぞれの会社の設立目的、事業目的によってなります。

まちづくり会社は、「商店街の再生」、「中心市街地の活性化」をほぼ共通した大きな目標として活動を進めています。この大きな目標については、短期間での目達成は困難であるが、社とも、大きな目標とは別に、あるいは一部重複して当面の目標があってはずです。

5事例のまちづくり会社における当面の目標成果をみてみると、各社ともにその目標を達し、次のステージに進んでいることがわかります。土澤まちづくり会では、別会社により街なか居住長屋（店舗、分譲住宅、賃貸住宅）を整備し、運営を開始しており、商店街の活性化と定住促進を商業者や住民自らの手で進めるなどその目標の一部を実現させています。アモールトーワでは、売店、レストラン経営を実現させ、金沢商業活性化センターでは商施設の開発、運営を開始しています。まちづくり松山、大分まちなか倶楽部もそれぞれストリービジョン活用や出店サポートの事業成果を上げています。このような中で、長期に亘る「商店街の再生」、「中心市街地の活性化」の目標に係る成果としては、まだ目標そのものを実現させるには至っておらず、その途にあって順調に歩んでいる会社もあれば、苦戦を余儀なくされている会社もあります。

（2）まちづくり会社の評価

まちづくり会社に対しては、大きくは組織に対する評価と事業に対する評価がなされます。

組織の評価とは、指揮命令系統、マネージャーの所在、要員、財務などです。組織が良好に機能しないと、そこでのスタッフも能力発揮することができず、事業も陳腐なものに終わってしまいます。

事業の評価については、目的、目標を満たす成果、地域貢献の度合い、事業ごとの位置づけ等に加え、組織を維持するための必要な収益を得ているか等が基準となります。

成果の評価については、主要地点の通行量の推移、主要店舗の売上高の推移、空き店舗の実態と動向などの定量的指標や、利用者のニーズと満足度等の定性的指標で評価されます。

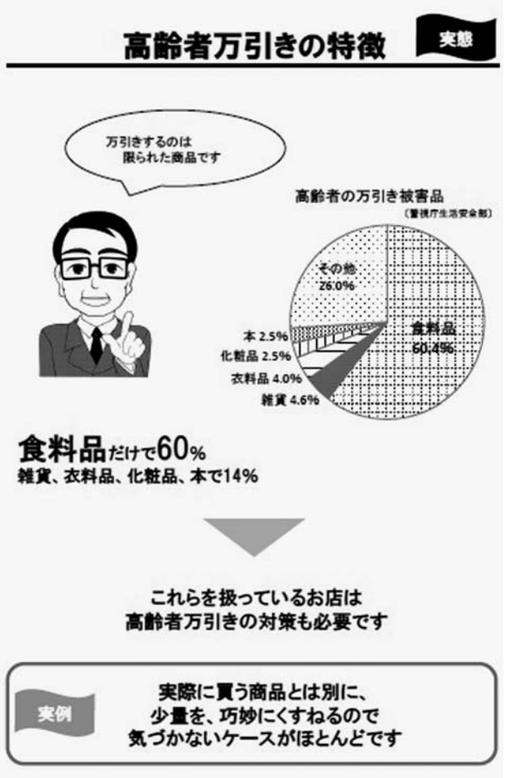

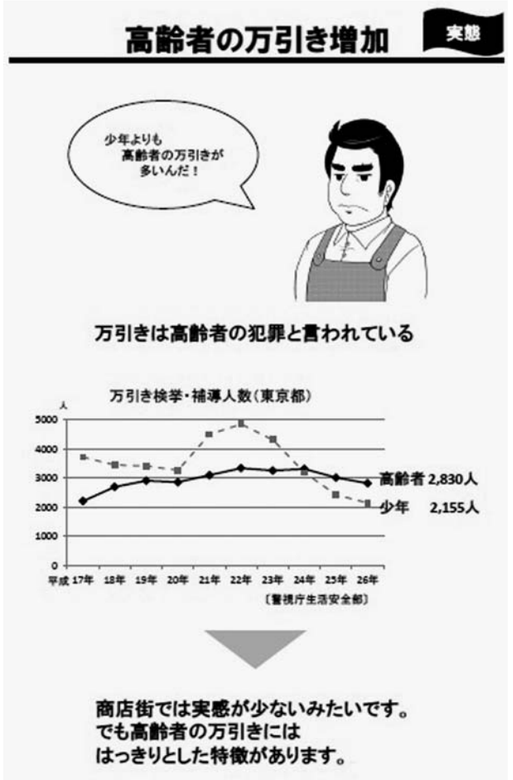

万引きさせないまちづくり
平成27年度都振調査報告書より①

※当シリーズでは、都振連の「平成27年度 商店街活性化推進調査・研究報告書（1面関連記事参照）」より、随時その内容を紹介していきます。

商店街振興組合の運営の手引き〈2〉

貸借対照表

貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成されるもので、一定の日時における組合の財政状況を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。

貸借対照表に記載される資産の価額は、原則として当該資産の処分価額ではなくて取得価格であり、その資方は組合資本の調達源泉を示し、その借方はその資本の運用状況を示すもので、これが組合財政状態を表示するといわれるゆえんである。

貸借対照表を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければならないが、組合会計における剰余金の配当、持分の計算、加入金、事業特別会計等、特殊な会計が必要になる。

組合会計基準は、これらの会計に対して一定の基準を示してきた。

平成19年4月、商振法規則が改正され貸借対照表の表示等に関する規定が設けられたことから、この規定を踏まえて作成することが要請されている。なお、商振法規則第16条には用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の会計の慣行をしん酌することが規定されており、この「その他の会計の慣行」には組合法会計基準の内容が包含されている。

1　商振法規則の貸借対照表に関する規定

（通則）
第21条　法第53条第1項に規定する組合の成立の日における貸借対照表及び、法第53条第2項（法第78条において準用する場合を含む）の規定により、各事業年度ごとに組合が作成すべき貸借対照表については、この款の定めるところによる。
（貸借対照表の区分）
第22条　貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
一　資産
二　負債
三　純資産
2　資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。
上記の規定を受けて、第23条（資産の部の区分）、第24条（負債の部の区分）、第62条（純資産の部の区分）に規定されている区分は、次のとおりである。

資産の部の区分（商振法規則第23条第1項）	流動資産、固定資産、繰延資産
固定資産の区分（商振法規則第23条第2項）	有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産
負債の部の区分（商振法規則第24条第1項）	流動負債、固定負債
純資産部の区分（商振法規則第25条第1項）	組合員資本、評価・換算差額等
組合員資本の区分（商振法規則第25条第2項）	出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金

上記の商振法規則に規定されている具体的な項目（勘定科目をいう）は、さらに次のとおり区分しなければならないとされている。

○流動資産（商振法規則第23条第3項第1号）
現金及び預金、受取手形、売掛金、売買目的有価証券、商品、製品、副産物及び作業くず、半製品、原料及び材料、仕掛品及び半成工事、消耗品、消耗工具、器具及び備品、前渡金、前払費用、未収収益、貸付金、繰延税金資産
○有形固定資産（商振法規則第23条第3項第2号）
建物及び暖房、照明、通風等の付属設備、構築物、機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備、船舶及び水上運搬具、鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定
○無形固定資産（商振法規則第23条第3項第3号）
特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウエア
○外部出資その他の資産（商振法規則第23条第3項第4号）
外部出資、長期保有有価証券、長期前払費用、繰延税金資産
○流動負債（商振法規則第24条第2項第1号）
支払手形、買掛金、前受金、引当金、転貸借入金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等、未払費用、前受収益、仮受賦課金、繰延税金負債
○固定負債（商振法規則第24条第2項第2号）
長期借入金、引当金、繰延税金負債
○資本剰余金（商振法規則第25条第3項）
資本剰余金、その他資本剰余金
○利益剰余金（商振法規則第25条第4項）
利益準備金、その他利益剰余金
○その他利益剰余金（商振法規則第25条第6項）
教員情報費用繰越金、組合積立金、当期未処分剰余金、当期未処理損失金

損益計算書

損益計算書は、1事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものであるが、単に計初成績を明らかにするにとどまらず、将来の経費節約、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況及びその趨勢を観察するための書類である。

この損益計算書に関し、企業会計原則はその損益計算書原則において、その本質に関し、次のように述べている。

「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、①会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経営利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

A　すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算書から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。

B　費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

C　費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。」

組合会計は、企業会計原則に準拠し、さらに組合会計における剰余金の配当、持分計算、加入金、事業別会計等の特殊な会計が必要となる。

組合会計基準は、これらの会計に対して一定の基準を示してきた。

なお、商振法規則第16条には、用語の解釈及び規定の適用に関して、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない」ことが規定されており、この「その他の会計の慣行」の中に組合会計基準の内容が包含されている。

また、費用配賦表は商振法規則に特段の規定はないが、損益計算書の一部を構成する書類であり、事業別損益計算書を作成する際に事業の間接的な経費を各事業別の損益に配賦する場合に作成する。費用配賦表には、すべての間接的な経費を各事業費に配賦する方法と事業に関する間接的な経費のみを各事業費に配賦し一般管理費を残す方法の2つの方法がある。

【商振法規則の損益計算書に関する規定】

（通　則）
第33条　法第53条第2項の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書については、この款の定めるところによる。
（損益計算書の区分）
第34条　損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。
一　事業収益
二　賦課金等収入（法第22条第1項又は第23条の規定に基づき徴収したものをいう。以下同じ）
三　事業費用
四　一般管理費
五　事業外収益
六　事業外費用
七　特別利益
八　特別損失
2　事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
3　賦課金等収入に属する収益は、賦課金収入、参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
4　事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
5　一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
6　事業外収益に属する収益は、受取利息（法第13条第1項第3号又は第19条第1項第4号の事業として受け入れたものを除く）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目に細分しなければならない。
7　事業外費用に属する費用は、支払利息（法第13条第1項第3号又は第19条第1項第4号の事業として支払ったものを除く）、創立費償却、寄付金その他の項目に細分しなければならない。
8　特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く）、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
9　特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
10　第2項から前項までの規定にかかわらず、第2項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。
11　組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、第1項第1号から第4号までに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。
12　損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。
（事業総損益金額）
第35条　事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という）は、事業総利益金額として表示しなければならない。
2　組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総利益金額は、事業の種類ごとに区分し表示することができる。
3　前2項の規定にかかわらず、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。
（事業損益金額）
第36条　事業総損益金額（当該金額が2以上ある場合には、その合計額）から一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「事業損益金額」という）は、事業利益金額として表示しなければならない。2　前項の規定にかかわらず、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。
（経常損益金額）
第37条　事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という）は、経常利益金額として表示しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。
（税引前当期純損益金額）
第38条　経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という）は、税引前当期純利益金額として表示し　なければならない。
2　前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。
（税　等）
第39条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。
一　当該事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ）
二　法人税等調整額（税効果会計（貸借対照表等に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう）の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう）
2　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第1号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。
（当期純損益金額）
第40条　第1号及び第2号に掲げる額の合計額から第3号及び第4号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という）は、当期純利益金額として表示しなければならない。

上記のとおり、損益計算書は事業収益、賦課金等収入、事業費用、一般管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失に区分するとともに、それぞれの項目はさらに細分しなければならない。一方で金額が重要でないものについては細分しないことも可能としていることから、組合の実情に応じて判断することが必要である。また、組合の実施する事業の種類ごとに収益、費用を区分することもできることとされている。

なお、損益計算書における計算の流れ及び概念は次のとおりとされている。

事業収益　＋　賦課金等収入　－　事業費用
＝　事業総損益金額（事業総利益金額又は事業総損失金額）
事業総損益金額（事業総利益金額又は事業総損失金額）　－　一般管理費
＝　事業損益金額（事業利益金額又は事業損失金額）
事業損益金額（事業利益金額又は事業損失金額）　＋　事業外収益　－　事業外費用＝　経常損益金額（経常利益金額又は経常損失金額）
経常損益金額（経常利益金額又は経常損失金額）　＋　特別利益　－　特別損失
＝　税引前当期純損益金額（税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額）
税引前当期純損益金額（税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額）　－　税等
＝　当期純損益金額（当期純利益金額又は当期純損失金額）